

○関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成29年9月5日関市規則第23号

改正

令和3年1月4日規則第1号

令和5年12月1日規則第44号

令和6年3月29日規則第15号

令和7年12月1日規則第42号

関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(報告徴収)

第2条 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記様式第1号）により求めるものとする。

2 空家等の所有者等は、前項の規定により報告を求められたときは、空家等に係る事項に関する報告書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(立入調査の通知)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第4条 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（別記様式第4号）とする。

(管理不全空家等に係る指導)

第5条 法第13条第1項の指導は、口頭又は指導書（別記様式第5号）により行うものとする。

(管理不全空家等に係る勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第6号）により行うものとする。

(特定空家等の判定)

第7条 特定空家等の判定は、特定空家等判定チェックシート（別記様式第7号）を用いた立入調査により行うものとする。

(諮問)

第8条 市長は、法第2条第2項の特定空家等の認定、法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による行政代執行を履行しようとするときは、あらかじめ、関市特定空家等審査会に諮問するものとする。

(特定空家等に係る助言又は指導)

第9条 法第22条第1項の助言又は指導は、口頭又は指導書（別記様式第8号）により行うものとする。

(特定空家等に係る勧告)

第10条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第9号）により行うものとする。

（特定空家等に係る命令）

第11条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前通知書（別記様式第11号）とする。

3 法第22条第7項の規定による通知は、公開意見聴取の期日及び場所の通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

4 法第22条第13項の標識は、標識（別記様式第13号）とする。

（特定空家等に係る行政代執行）

第12条 法第22条第9項の規定による行政代執行を履行しようとするときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「執行法」という。）第3条第1項の規定による戒告を、戒告書（別記様式第14号）により行うものとする。

2 市長は、前項の行政代執行を履行するときは、法第22条第9項の措置を命ぜられた者で、その措置を履行しないもの、履行しても十分でないもの又は履行しても期限までに完了する見込みがないものに対し、代執行令書（別記様式第15号）により通知するものとする。

3 執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記様式第16号）とする。

（支援法人の指定の申請）

第13条 法第23条第1項に規定する申請は、関市空家等管理活用支援法人指定申請書（新規・継続）（別記様式第17号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 定款の写し

（2） 登記事項証明書

（3） 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（4） 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

（5） 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

（6） 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

（7） 空家等の管理又は活用等に関する活動の実績を記載した書面

（8） 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書

（9） 国税の納付に係る証明書

（10） その他市長が必要と認める書類

（支援法人の指定）

第14条 市長は、法第23条第1項に規定する申請があつた場合において、当該申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

（1） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

（2） 本市又は他の地方公共団体から法第23条第1項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

（3） 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなく
なった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 国税及び市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金の滞
納がないこと。

(6) 不正の行為又は法令に違反し、若しくは公益に反する事実がないこと。

(7) 支援法人として行おうとする業務の方法が法第24条各号に掲げる規定する業務と
して適切なものであること。

(8) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必
要な措置を講じていること。

(9) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 法第23条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

3 市長は、法第23条第1項の規定により申請者を支援法人として指定する場合にあっては
関市空家等管理活用支援法人指定通知書（別記様式第18号）により、支援法人として指定
しない場合にあっては関市空家等管理活用支援法人不指定通知書（別記様式第19号）申請
者に通知するものとする。

（支援法人の名称等の変更）

第15条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、関市空家等管理活用支援法人名称等
変更届出書（別記様式第20号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ関市空家等管理活用
支援法人業務変更届出書（別記様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（支援法人の業務の廃止）

第16条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに関市空家等管理活用支援法人業務
廃止届出書（別記様式第22号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取
り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在
地及び当該届出を受けた年月日を公示するものとする。

（支援法人の事業の報告）

第17条 支援法人は、各事業年度の開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書そ
の他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借
対照表その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

（支援法人の指定の取消し）

第18条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定によ
る命令に違反した場合のほか、第14条第1項第1号から第6号までに掲げる要件のいづれ
かに該当しないこととなつたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すことが
できる。

2 市長は、法第25条第3項の規定による取消しを行う場合は、関市空家等管理活用支援法

人指定取消書（別記様式第23号）により支援法人に通知するものとする。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。